

[事案 27-304] 就業不能年金支払請求

・平成 29 年 5 月 31 日 裁定打切り

<事案の概要>

診断書の記載によれば支払事由が満たされているにもかかわらず、支払いを拒否されたことを理由に、就業不能年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

就業不能保障保険について、以下の理由により、就業不能状態に対する就業不能年金を支払ってほしい。

- (1) 交通事故により大腿骨等を骨折し、約 4 か月間入院した後、引き続き在宅療養を行った。
- (2) 入院期間と在宅療養期間を合計すると、診断書の記載のとおり、所定の日数以上就業不能状態が継続していたこととなり、就業不能年金の支払事由を満たす。
- (3) 医師は、在宅療養という医学用語がないことを理由に、在宅療養の指示をしていないと診断書に記載したが、医師の処置や指示を受けて在宅療養をしていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 退院時の被保険者の状態は、独歩可能で、ADL（日常生活動作）も問題なく、座位での軽作業や簡単な家事は可能であったから、少なくとも退院時には所定の就業不能状態に該当していなかった。
- (2) 退院後の在宅療養期間においても、被保険者の状態は悪化していないから、所定の就業不能状態に該当していたとはいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見書を求めた。
- (2) 被保険者の入退院時の状態等を把握するため、申立人に事情聴取を行った。また、募集時の説明内容を把握するため、募集人に事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 入院期間が就業不能状態に該当することは一応認められるとしても、それに続く在宅療養期間が就業不能状態に該当するかどうかを判断することは困難である。
- (2) 上記についての的確な事実認定を行い、適正に解決するためには、厳格な証拠調べ手続や、場合によっては鑑定の実施が必要となるため、裁判所における訴訟手続によることが適当である。